

国東市立安岐保育所運営規程

(趣旨)

第1条 この運営規程は、国東市保育所条例(平成18年国東市条例第127号。以下「条例」という。)に基づき設置された保育所について、国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年国東市条例第21号。以下「基準を定める条例」という。)第20条に規定する施設の運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 国東市立安岐保育所
- (2) 位置 大分県国東市安岐町下原1273番地1

(施設の目的及び運営方針)

第3条 国東市立安岐保育所(以下「当所」という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、子どもの健やかな成長を図ることを目的とする。

2 当所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)その他関係法令を遵守して運営するものとする。

(提供する保育等の内容)

第4条 当所は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示117号)に基づき、子どもの心身の状況に応じて、次の各号に掲げる保育その他便宜の提供を行うものとする。

- (1) 特定教育・保育
- (2) 食事の提供
- (3) 延長保育
- (4) 一時保育
- (5) 子育て支援センター
- (6) その他保育に係る支援、行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当所が保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次の表のとおりとする。ただし、利用する子どもの受け入れ状況等により、員数は変動する場合がある。

職種	配置人数	職務内容
所長	1名	保育所の管理運営を統括し、所属職員の指揮監督を行う。
主任保育士	2名	所長を補佐するとともに、保育内容について他の保育士を総括する。 所長不在の場合は所長代理として、所長の職務を代行する。
保育士 保育士補助	24名 1名	利用する子どもに適した保育カリキュラムを編成し、保育の提供を行う。保護者等と密接な連絡をとり必要な支援を行う。
管理栄養士	1名	給食献立を作成し、その調理及び衛生管理、給食設備用品の管理業務等を行う。
調理員	2名	管理栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつの調理業務を行う。
内科医	1名	定期健診(年2回)を行う。
歯科医	1名	歯科健診(年2回)を行う。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(保育を提供する時間等)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(最大11時間)

午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(最大8時間)

午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 延長保育時間

保育標準時間認定の場合は、午後6時30分から午後7時00分までの範囲内とし、保育短時間認定の場合は、午前7時30分から午前8時30分及び午後4時30分から午後7時00分までの範囲とする。

(4) 一時保育時間等

午前9時00分から午後5時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、利用可能日数は、1月につき7日以内とする。

(利用料その他の費用等)

第8条 当所を利用する保護者は、その保護者が住所を有する市町村長が定める利用料を、当該市町村へ支払うものとする。ただし、3歳から5歳及び市町村民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもの利用料は無償とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その保護者が国東市に住所を有する場合は、全年齢の利用料を無償とする。
- 3 延長保育及び一時保育を利用する保護者は、国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年国東市条例第2号)に規定する次の利用料を当所に支払うものとする。

延長保育料	1回につき	100円
一時保育料	1日当たり	1,600円
	4時間以下	800円
	給食	200円

4 前各項に定めるもののほか、次に掲げる保育その他便宜の提供に要する費用については、必要に応じて保護者から支払いを受けるものとする。

- (1) 帽子等個人持ちの物品にかかる費用
- (2) 個人負担の教材にかかる費用
- (3) その他保育において通常必要とされ、保護者負担が適当と認められる費用

(利用定員)

第9条 当所の利用定員は、条例第2条に基づき110名とし、内訳は次のとおりとする。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
9名	18名	18名	15名	25名	25名

(利用の開始に関する事項)

第10条 当所を利用する子どもの受け入れについては、入所希望日時時点で生後6月以上経過していることを前提とする。

- 2 当所は、法第24条第3項に基づき、市町村長が利用調整により当所の利用を決定したときは、これに応じるものとする。
- 3 当所は、保育の認定を受けた子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由なくして提供拒否は行わず、これに応じるものとする。
- 4 当所は、利用の開始に際しては、あらかじめ利用保護者に対し、提供する保育等の内容について重要事項を記した文書にて説明を行い、同意を得るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第11条 当所は、次に掲げる場合には、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 入所する子どもが、支援法第19条の支給要件に該当しなくなったとき。
- (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第12条 当所の職員は、保育の提供を行っているときに、入所する子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は当該子どもの主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、入所する子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当所は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 入所する子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策等)

第13条 当所は、非常災害に備え、入所する子ども及び職員の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアルを作成する。

- 2 当所は、計画等に基づき、入所する子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めるものとする。
- 3 当所は、少なくとも毎月1回以上、防災訓練を実施するものとする。
- 4 当所は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 当所は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による入所する子どもに対する法第33条の10各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

(苦情対応)

第15条 当所は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情申出窓口を設置し、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員をもって苦情に対し

て必要な措置を講じるものとする。

- 2 苦情を受け付けた場合は、速やかに事実関係等を調査し、苦情申出者と誠意を持って話し合い、解決に努め、必要な改善を行うものとする。
- 3 苦情の内容及び苦情への対応、改善策については、詳細に記録するものとする。

(秘密の保持等)

第16条 当所は、当所の職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所する子どもとその家族の秘密を漏らすことがないように、個人情報に係る研修の実施や地方公務員法(昭和25年法律第261号)第30条に規定するサービスの根本基準の周知等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 当所は、小学校、他の保育所、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、入所する子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

第17条 当所は、次に掲げる記録簿を整備し、その完結日の属する年度終了日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の提供に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る記録
- (3) 基準を定める条例第19条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。